

かみまち

# 社協だより

第82号  
2020年5月



先月見頃を迎えた小野田地区にある  
荒沢自然館のミズバショウ。

新型コロナウイルス感染症が全国で  
拡大し、息苦しい生活を強いられている  
中でも、ミズバショウは今年も力強く  
美しい姿を見せてくれました。



## 変わらぬ『春』の風景



編集と発行

社会福祉法人 加美町社会福祉協議会

加美郡加美町字町裏320 電話 (0229)63-2547 URL <http://www.shakyo.or.jp/hp/288/>

# 私たちの地域の課題は？

## 中新田地区住民福祉座談会



▲様々な視点から、活発な意見交換の場に

2月15日(出)、中新田公民館を会場に「中新田地区住民福祉座談会」を開催。50名を超える多くの皆様にご参加いただきました。

本会で実施している地域福祉事業や在宅福祉事業を紹介した後、皆様よりご意見ご要望をいただきました。その一部を下記にご紹介させていただきます。

皆様から寄せられました貴重なご提言は、できるものから今年度の事業計画等に反映させていただきます。

### 社協へ「ココが聞きたい!!」～当日のご意見から～

- Q.** 困りごと相談の生活相談所について提案したいと思います。人が相談する内容は、色々と多様な問題があるので、何人かの専門家が待機するかたちにして、「今日はこのような相談がしたい」というように、ワンストップで相談できる環境をつくるべきかと思うのですが、如何でしょうか？
- A.** ワンストップで相談できることは良いことだと思いますが、社協以外の相談としては、町の人権相談や行政相談、障害者相談、消費生活相談などがあります。相談日を合わせて1日に集約することは、それだけ相談機会が失われるということになりますので、考える必要があるかと思えます。社協だけの問題ではありませんので、町の担当者や他の相談機関等とも協議したうえで検討したいと思えます。
- Q.** 除雪サービスについてお聞きします。実際の除雪作業に従事している方が、雪の量が多くても、時間がかかっても、一律の同じ料金しかもらえないと嘆いていました。除雪サービスの報酬をもう少し引き上げてもらうことは出来ないのでしょうか？
- A.** 社協で行っている除雪サービスは、要介護等の一人暮らし世帯等を対象に、シルバー人材センターへ作業を委託しており、除雪料金は毎年シルバー人材センターと協議して決めています。1回あたりの除雪費用としてシルバー人材センターへ支払う額は平成30年度は1,375円でしたが、令和元年度については1,400円へと引き上げています。一律の料金体系という課題につきましても、今後、シルバー人材センターと協議して対応を検討して参りたいと思えます。
- Q.** ふれあい・いきいきサロンの助成金について、現在継続して助成できる期間が3年間までとなっていますが、もっと延長してもらえないでしょうか？
- A.** ふれあい・いきいきサロンの目的は、グループ化によって仲間をつくり、お互いに相談できる環境を整えることにあります。3年間活動を継続した仲間が出来れば、4年目以降については助成金に頼ることなく関係性を保てるだろうとの考えにより期間を設けたものですので、ご理解いただければと思います。

※ふれあい・いきいきサロンの助成について、これまで1つのサロンが継続して助成申請できる期間を3年間までとしていましたが、上記の意見を踏まえ、助成内容を変更した上で最大5年間まで延長助成できるよう改めました。詳しくは、今回の社協だより3ページ、「ふれあい・いきいきサロン内容」に記載しましたので、是非ご覧ください。

# 「たまり場」創りませんか？



今年度も「ふれあい・いきいきサロン事業」の登録を募集します。これは、地域内の集会所や公民館、参加者の自宅などを利用し、地域の高齢者や障害者・子育て世帯などの方々が、気軽に集まることのできる場所（サロン）づくりを応援するものです。

## ふれあい・いきいきサロン内容

- 【種 別】** 高齢者・・・65歳以上の方が、参加人数の半数を超えるサロン  
障害者・・・参加者に必ず1名以上の障害者（身体・知的・精神）がいるサロン  
子育て・・・未就学児を保育されている父または母で構成されているサロン
- 【世 話 人】** 1サロンにつき2名以上とし、うち1名を代表世話人（代表者）とします。
- 【人 数】** 1サロンの参加人数は5名（5世帯）以上とします。
- 【実施回数】** 概ね月1回以上の開催とし、年10回を下回らないこととします。
- 【場 所】** 参加者等の自宅や行政区の集会所、公民館等の公共施設等とします。なお、カラオケボックス等の遊戯場や飲食店、町外施設等を会場とする場合は本事業助成金からの経費充当はできません。
- 【活動内容】** 内容については各サロンで決めてください。（以下は概ね想定される活動内容の例）お茶飲み会、食事づくり、レクリエーション、ビデオ鑑賞、外出活動、季節の行事、健康体操、異世代交流、地域の清掃など。
- 【登録方法】** お近くの社協事務局までお問い合わせの上、お申込み、登録してください。
- 【助 成 金】** 年間活動回数に対し助成金を交付します。※既に他の助成を受けている場合は非該当



年間開催回数	年間助成金額
10回以上15回まで	15,000円
16回以上20回まで	20,000円



※これまで1つのサロンが連続して申請できる年数を3年までとしていましたが、4年目以降も継続助成を希望する場合、助成金額上限を4年目は10,000円、5年目は5,000円とし、助成期間を最大5年まで延長いたします。

## 加美町社協入浴ステーションの廃止のお知らせ

本会で運営しておりました訪問入浴介護事業（事業所：加美町社協入浴ステーション）は、利用者の増加がみられず経営が厳しく職員の確保も難しいため、昨年末より利用者様及びご家族様、担当ケアマネージャー様のご理解をいただき、順次他の事業所への移管をお願いし、理事会、評議員会の承認、県への届け出を経て、令和2年3月31日をもちまして廃止させていただきました。これまでの地域の皆様のご愛顧に感謝申し上げます。

なお、このほかのホームヘルプサービス、デイサービス、ケアプラン作成事業等は変わらず実施しておりますので、今後ともご利用くださいますようお願い申し上げます。

# の実現を目指して

令和2年度の加美町社会福祉協議会の事業計画と資金収支予算が、3月18日の令和元年度第5回理事会、3月26日の第5回評議員会で承認されました。今回はその主な内容を紹介いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の予防対策によりましては、事業が中止となる場合もありますので、ご承知願います。

## 【基本方針】

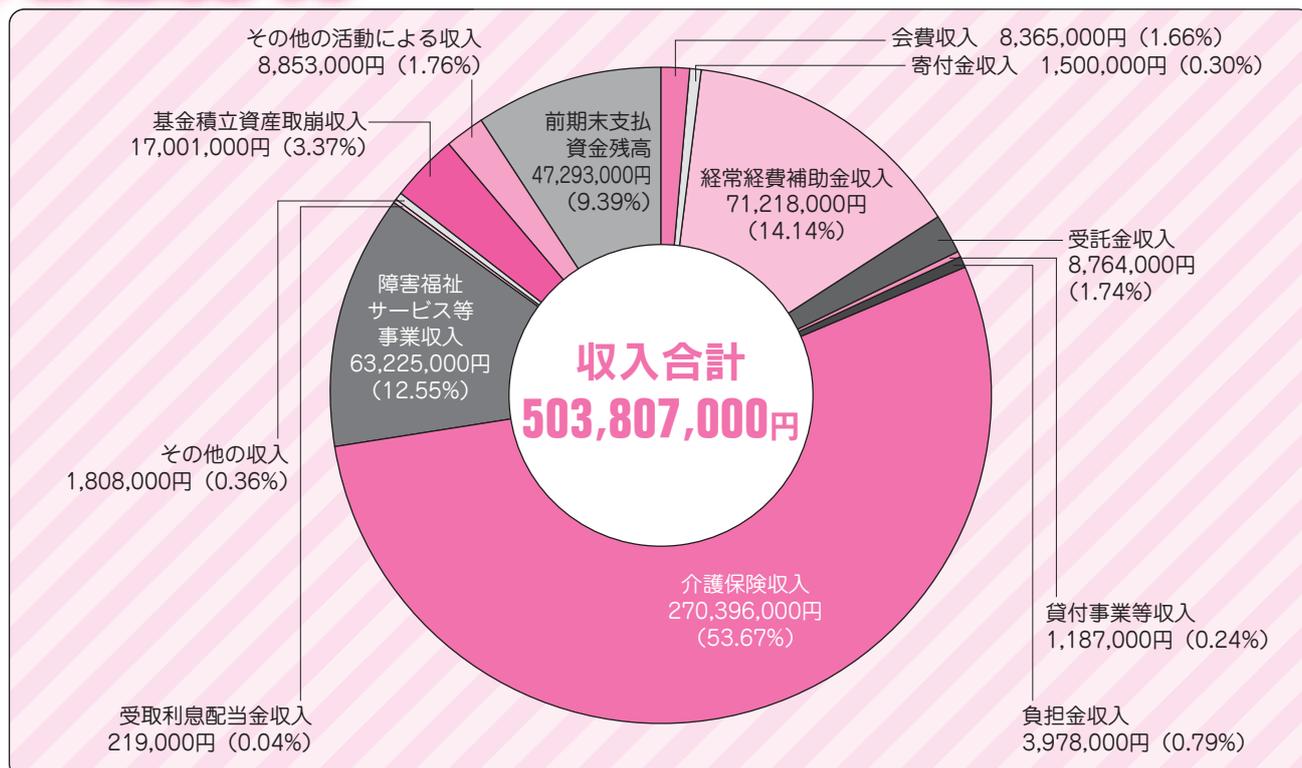
加美町社会福祉協議会「第2次地域福祉活動計画」（おらほのプラン2）3年目となる本年も、重点取り組み事項である小地域ネットワーク活動やふれあい・いきいきサロン等の住民福祉活動の支援促進に取り組んで参ります。

また、介護保険・障害福祉サービス事業においては安定した経営を目指し、社会的な使命を考慮しながらも健全な事業運営ができるよう、事業所体制の見直しや統廃合を行い、コストパフォーマンス等を適切に評価しながら、効果的で効率的な事業運営を行うよう努めます。

## 【重点目標】

1. 第2次地域福祉活動計画（おらほのプラン2）を推進します。
2. 小地域ネットワーク活動（地域における見守り・支援活動）やふれあい・いきいきサロンなどの住民福祉活動の支援を促進します。
3. 配食サービス、除雪事業など高齢者等生活支援事業を充実します。
4. 介護保険事業及び障害福祉サービス事業の運営の見直しや統廃合を行い、効果的で効率的な経営を行うように努めます。
5. 福祉サービスの質の向上に取り組みます。
6. 人材の育成と職員の質の向上に努めます。

## 収入支出予算



# 『地域共生社会』

## 地域福祉事業の展開

- 小地域ネットワーク活動
- ふれあい・いきいきサロン活動
- 高齢者等生活支援（配食サービス）事業
- 高齢者等生活支援（除雪サービス）事業
- 日常生活自立支援事業（まもりーぶ）
- 一人暮らし高齢者の集いの開催
- 家族介護者交流事業
- 行政区福祉事業への協力、援助
- 金婚を祝う会の開催
- 加美町福祉のつどいの開催
- ミニデイサービスサポート事業
- 介護予防シニア元気塾
- 生活相談所の開設
- ボランティア活動の推進
- 第18回福祉作文・ポスターコンクール
- 福祉体験ワークキャンプ
- 赤い羽根共同募金運動
- 住民福祉座談会の実施

## 在宅福祉事業所の運営

- ホームヘルパー派遣事業
- デイサービス事業
- ケアプラン作成事業
- 就労継続支援事業
- 特定相談支援事業
- 生活介護事業
- 障害児相談支援事業



▲介護予防シニア元気塾

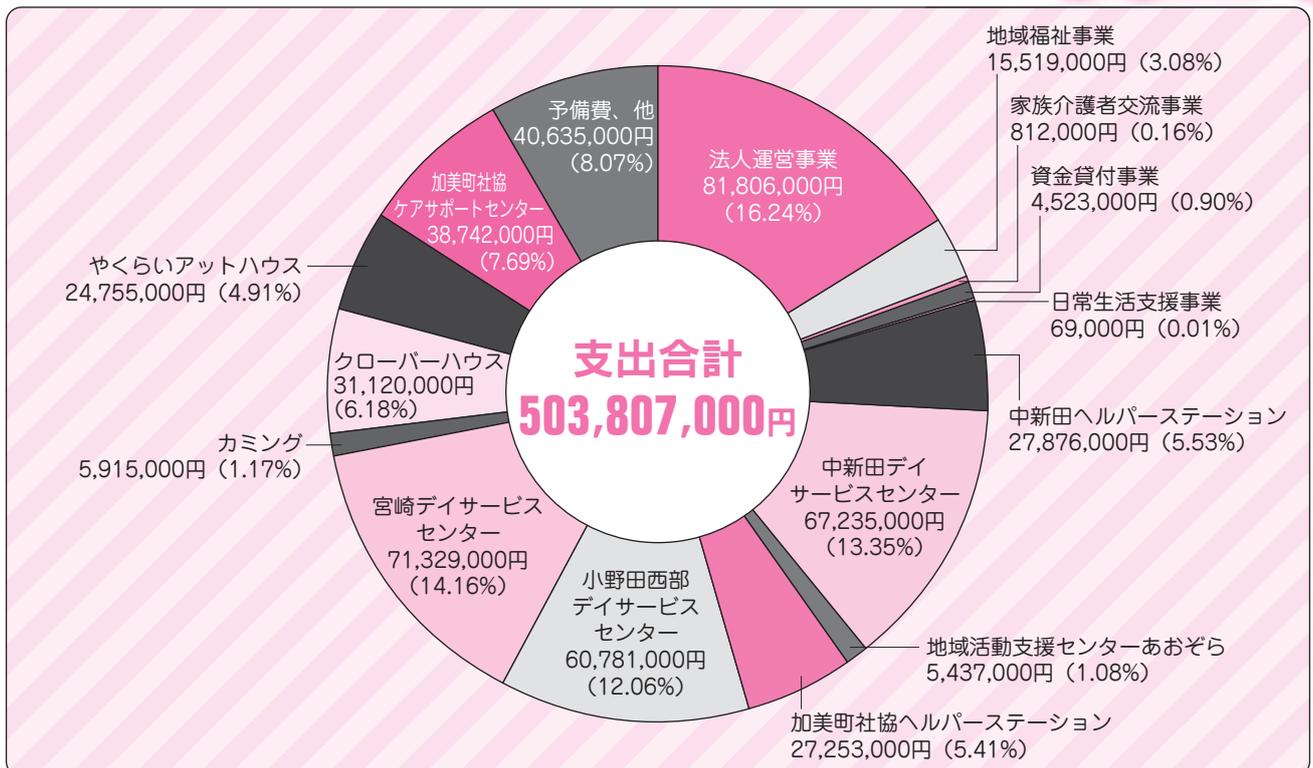


▲福祉体験ワークキャンプ



▲加美町福祉のつどい

## 令和2年度



# かみまちボランティアセンター通信 vol.29

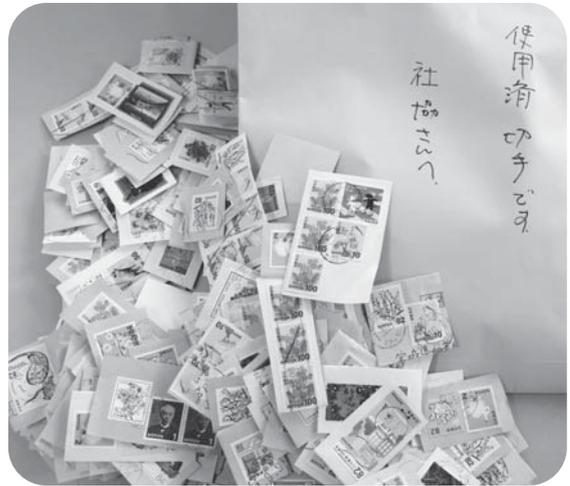
加美町ボランティアセンター  
電話：0229-63-2547  
FAX：0229-63-2898  
mail：kamisyakyo@vega.ocn.ne.jp

## 捨てないで！ ～収集ボランティア～

加美町社会福祉協議会では、使用済み切手の収集ボランティアを行っております。

この活動は使わなくなったもので協力できる方法のひとつで、皆様から集められた使用済み切手は、日本キリスト教海外医療協力会（JOCS）へ送られた後、切手収集をしているコレクターの方々によって換金され、アジアやアフリカの保健医療協力に役立てられています。

また、使用済み切手だけでなくプルタブの収集も行っております。社協へお寄せいただいたプルタブは、一定量が集まり次第リサイクル業者で換金し、新たな車いす購入のために使わせていただいています。今後も皆様のご協力をお願いいたします！



▲皆様から集められた切手

### ★ 収集のポイント ★

#### ◎使用済み切手

- ・シミや汚れのない状態で、切手の周り5mm程度余白を残し、消印がはっきりしている場合は消印も残るように切ります。（右の写真を参照）

#### ◎プルタブ

- ・必ず水で洗い、汚れを落とした状態でご持参ください。



▲切手の切り取り方



## ボランティア・NPO団体などの活動を応援!! ボランティア団体(グループ)活動助成事業



社協では、地域福祉の充実促進の一環となり、活発な福祉活動が展開されることを目的に、加美町内で活動するボランティア団体（グループ）に対し、活動のための助成を行っています。

なお、初めて申請をされる方は、下記までお問い合わせください。

【対象団体】 NPO法人、ボランティア団体など営利を目的としない団体

【助成対象】 障害者や高齢者、児童などを対象とした福祉事業

【助成金額】 1団体 30,000円

【応募方法】 社会福祉協議会に備え付けの申請書に添付書類（事業計画書、収支予算書、会則、会員名簿等）を添えてお申込みください。

● ボランティア活動や保険等につきましては、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先：加美町社会福祉協議会・本部（中新田福祉センター内） ☎63-2547  
小野田福祉サービスセンター（小野田福祉センター内） ☎67-7177  
宮崎福祉サービスセンター（宮崎福祉センター内） ☎68-2105



## 一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

宮城県社会福祉協議会では低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。このたび、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等のため生活資金でお悩みの方々に向け、緊急小口資金等の特例貸付を実施しています。

利用をお考えの方は、近くの社会福祉協議会事務局へご来所のうえ、ご相談、申し込み願います。  
(受付期間 7月末まで)

### 収入の減少・休業・失業となった方向け(緊急小口資金)

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

**【対象者】** 新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

**【貸付上限額】** 10万円以内(特例の場合、20万円以内)

**【据置期間】** 1年以内 **【償還期限】** 2年以内 **【貸付利子・保証人】** 無利子・不要

**特例の場合とは**

- ・世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき
- ・世帯員に要介護者等がいるとき
- ・世帯員が4人以上いるとき
- ・世帯員に i 又は ii の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
  - i) 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子
  - ii) 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子
- ・世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

※上記資金を利用してもなお、収入の減少が続き日常生活の維持が困難となっている世帯については、別途、総合支援資金等も貸付可能です。詳しくは社協事務局へお問合せください。

## 本会の新型コロナウイルス対策

加美町社会福祉協議会では新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下のような対策を講じています。住民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

### 【予防措置】

- ・出勤前に各自が体温測定を行い健康状態の把握をしています。
- ・原則マスクを着用し業務にあたっています。
- ・こまめなうがい手洗い、手指消毒を徹底しています。

### 【施設運営】

- ◎上記の予防措置に加え、施設内でも予防強化に取り組んだ上、通常営業をしています。
- ・利用者の皆様に在宅にて検温をお願いし、体調不良の際はお休みして頂いております。
  - ・利用者の皆様に原則マスクの着用をお願いしております。
  - ・施設内や送迎車輛の消毒を1日2回以上行っております。
  - ・申し訳ありませんが、ボランティアの受け入れを中止しております。

### 【会議・行事等】

- ・各種会議・行事の開催については、少人数、短時間で終了するもの以外は中止しています。
- ・一人暮らし高齢者等を対象とした「配食サービス」については、予防措置を徹底しながら、職員による配達で通常通り実施しています。
- ・窓口業務および相談業務は予防措置を徹底しながら、通常通り実施しています。
- ・介護予防シニア元気塾、福祉体験学習等への職員派遣は中止しています。

## 『社協スタッフ』募集!!

### ①看護師

【勤務場所】 中新田デイサービスセンター  
 【賃 金】 看護師 月給230,000円  
 准看護師 月給215,000円  
 【勤 務 日】 日～土曜日  
 (勤務シフト制による週休二日)  
 【勤務時間】 週38時間45分以内勤務  
 【資 格】 看護師又は准看護師

### ②介護支援専門員

【勤務場所】 加美町社協ケアサポートセンター  
 【賃 金】 経験2年以上 月給228,000円  
 ※未経験者及び経験2年未満  
 の方の賃金は本会規定による  
 【勤 務 日】 月～金曜日 (8:30～17:15)  
 【勤務時間】 週38時間45分以内勤務  
 【資 格】 介護支援専門員

- 共通条件：満65歳未満、要普通運転免許
- 福利厚生：週勤務時間により雇用保険・社会保険に加入。その他本会規定による。
- 応募される方は、希望の職種等を明記した履歴書、資格者証の写し等を持参の上、加美町社協本部（加美町字町裏320番地・電話63-2547）までお申込みください。

## 弁護士による法律相談日

離婚、財産相続、交通事故、クレジット契約等の法律上のトラブルについて、ご相談に応じます。もちろん秘密は厳守いたします。相談料は無料です。この機会にぜひお申込みください。

日 時：令和2年7月6日(月)  
 午後1時～午後5時  
 場 所：宮崎福祉センター・相談室  
 申 込：各地区社協事務局に来所の上、相談シートに記入ください

受付期間：6月1日(月)～6月26日(金)  
 ※完全予約制です。なお、相談内容により、生活相談所や他機関等の紹介で対処することもありますので、ご了承ください。

## 地域からの贈り物に感謝!!



このたび、小野田ボランティア友の会様(会長：佐々木盛雄様)より、ソファを寄贈頂きました。今回頂戴したソファは小野田西部デイサービスセンターにて使わせていただきます。

## 生活相談所開設

日常生活で心配ごと、困りごとはありませんか？お気軽にご相談ください。

★時間：午前10時～正午  
 ★場所：中新田公民館・第一相談室(1階)

開設日	相 談 員	
5月21日	佐藤千鶴子	庄司 定雄
6月18日	工藤わか子	大崎 吉男
7月16日	澤口 信	今野 攻

※予約の必要はありません。相談を希望される方は、開設日に直接会場へお越しください。また、都合により会場が変更となる場合がありますので、ご了承ください。

## 温かい善意ありがとうございます

(令和2年1月11日～4月10日)

### 物 品 寄 付

- ★匿名 様…尿取りパッド、介護食他  
 ⇒宮崎デイサービスセンターへ
- ★伊藤とも子 様(中新田城内)…シルバーカー  
 ⇒中新田デイサービスセンターへ
- ★匿名 様…おむつ、尿取りパッド

※なお、昨年度も上記以外に使用済み切手やプルタブ他、多数のご寄付を頂きました。この場を借りてご報告させていただきます。今年度も引き続き募集しておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

- 使用済み切手…7件、プルタブ…13件
- その他…お手玉、介護用食品等